NO. 51



みくに<sub>は</sub> ハートに愛

2020年12月1日発行

みくに便り

12月となり今年1年を振り返ってみると、皆さんにとってイレギュラーな事がたくさんあり、苦労の絶えない1年だったと思います。

今後も皆様にとって、少しでも役立つ情報をお伝え出来れば幸いです。

年末年始休業:12月29日~1月3日

連絡先: 〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目 12番 20号

電 話:027-243-5600 FAX:027-224-4393

URL: <a href="http://www.e-392.com">http://www.e-392.com</a>

当社HPでは新聞掲載コ ラム(バックナンバー) や各種セミナーのご案内 を随時発信しています。



# 来年4月施行の70歳までの就業機会の確保(努力義務)について

### ◆これまでの高齢者雇用安定法(65 歳までの雇用確保(義務))の内容

高年齢者雇用安定法は、①60歳未満の定年禁止、②65歳までの雇用確保措置を定めています。①は、事業主が定年を定める場合は、その定年年齢は60歳以上としなければならないということです(法8条)。②は、定年を65歳未満に定めている事業主は、ア.65歳までの定年引上げ、イ.定年制の廃止、ウ.65歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度等)の導入、のいずれかの措置を講じなければならないといものです(法9条)。①②いずれも当該労働者を60歳まで雇用していた事業主を対象に義務づけられています。

## ◆令和3年4月1日からの改正~70 歳までの就業機会の確保(努力義務)の内容

65 歳から 70 歳までの就業機会を確保することを目的に、来年4月1日からは、上記 65 歳までの雇用確保(義務)に加え、以下のいずれかの措置を講ずる努力義務が新設されました。当該労働者を 60歳まで雇用していた事業主が対象となります。

- ①70歳までの定年引上げ
- ②定年制の廃止
- ③70 歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)の導入
- ④高年齢者が希望するときは、70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤高年齢者が希望するときは、70 歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
- ア. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
- イ. 事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業
- ④⑤は創業支援等措置(雇用によらない措置)と なり、過半数労働組合等の同意をえて導入します。

#### ◆留意点

- ① 70 歳までの就業確保措置は努力義務となるため、対象者を限定する基準を設けることが可能となります(70歳までの定年引上げ、定年制の廃止を除く)。ただし、対象者の基準を設ける場合は、労使間で十分に協議した上で過半数労働組合等の同意を得ることが望ましいとされています。また、労使間での十分な協議の上で設けられた基準であっても、事業主が恣意的に高年齢者を排除しようとするなど法の趣旨等に反するものは認められません(不適切な例として、会社が必要と認めた者に限るなど)。
- ② 継続雇用制度、創業支援等措置を実施する場合において、「心身の故障のため業務に耐えられないと認められること」「勤務(業務)状況が著しく不良で引き続き従業員としての職責(義務)を果たし得ないこと」といった事項等を就業規則や就業支援等措置の計画に記載した場合には、契約を継続しないことが認められます。

### 12月の税務と労務の手続 提出期限

10 ⊟

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に 採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 特例による住民税特別徴収税額の納付[郵便局また は銀行]

#### 31 ⊟

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 固定資産税・都市計画税の納付<第3期> [郵便局または銀行]
  - ※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

#### 本年最後の給料の支払を受ける日の前日まで

- 年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延 承認申請書の提出 [給与の支払者(所轄税務署)]
- 給与所得者の保険料控除申告書、給与所得者の配偶者控除等申告書、住宅借入金等特別控除申告書、 給与所得者の基礎控除申告書、

所得金額調整控除に係る申告書の提出 [給与の支払者(所轄税務署)]